

和泉市職員措置請求書

件名

介護保険調整給付金の申請ミスに伴う損害賠償請求

1. 請求の要旨

(1) 請求の対象行為

平成 21 年度介護保険の調整交付金の申請に当たり、被保険者の所得区分を誤り、実際の所得より多い区分で申請した事により、調整交付金が少なくなり市に損害を与えた。

不足する調整交付金の7割は来年度特別調整交付金として補填される見込であるが、残りの3割は市の損失となる。

損失にあたる3割について更に国に救済を要望しているが、実現するか否か未定で、現時点では損害と評価すべきである。

(2) 前記行為の違法・不当の理由

この事態は、単純な事務処理の誤りであり、大阪府から 2 度に亘りチェックするよう通知があったにも拘わらずこれを行わず、チェックすれば容易に防止できたものである。又誤りがあることについて府を通じて国から交付金が少なくなっている通知を受けて発覚したものである。この通知がなければ本件誤りに気がつかなかった可能性すらある。

これらの誤った事務処理、大阪府の指摘にも拘わらずチェックを行わなかった職務懈怠は

地方公務員法第30条(サービスの根本基準) すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。及び

地方公務員法33条(信用失墜行為の禁止) 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

に反する行為で不法行為を構成する。

外部からの通知で初めて分かった事も極めて遺憾と言える。

(3) 市長及び関連職員の責任について

市長辻宏康は誤った事務手続きを阻止しなかった責任があり、いきがい健康部高齢介護室室長以下関連する職員は誤った事務処理を行った責任がある。

それらは、地方自治法第243条の2の賠償命令の対象で無いから、その違法性は民法第709条によることとなり、故意又は過失でもって成立する。

誤った事務処理は少なくとも過失に相当する。

(4) 具体的な損害の認定について

過少額52,005,000円の1/3の 15,602,000円が損害となる。

(5) 措置請求事項

和泉市長は市長辻宏康に対し誤った事務手続きを阻止しなかった責任により、いきがい健康部高齢介護室室長以下関連する職員の不法行為責任により、前記損害額に相当する金員の返還を請求する等必要な措置を求める。

尚損害賠償請求の根拠条例は地方自治法第242条の2第1項第4号後段に基づく請求である。(怠る事実の相手方に対する損害賠償請求)

(6) 監査請求の経緯について

本件が発覚したのは昨年6月であるが、当時は不足する交付金について国に対し補填を要望しており、損害が発生するのか、発生する場合はその額がいくらであるかが明らかでは無かった為監査請求に至らなかった。その後国との折衝等を行った結果、現時点(H23年2月末)の国からの内示によると不足額の7割については特別調整交付金で国が補填することは確定したが、残りの3割については更なる救済は明らかにされなかった。

そこで、残りの3割は補填されないものとして損害と認識し、今回監査請求した次第である。

2. 請求者

住所 和泉市緑ヶ丘2丁目13番地の10号

職業 オンブズ和泉代表

氏名 小林 洋一

連絡先 TEL 0725-54-2626 FAX 020-4669-6920

地方自治法施行令第242条第1項の規定により、別紙事実証明を添え、必要な措置を請求します。

平成23年3月7日

和泉市監査委員 様

以上

別紙事実証明

第1号 介護保険の調整給付金の申請の誤りについて(ご報告)